

第1章 つくば市バリアフリーマスタープランの策定にあたって

第1章 つくば市バリアフリーマスタープランの策定にあたって

1-1 策定の背景と目的

国においては、障害者権利条約を締結するとともに、全ての国民が共生する社会の実現を目指し、バリアフリー化の推進をはじめ、誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めています。バリアフリー化にあたっては、障害の有無にかかわらず誰もが平等に社会参加できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた上で、その推進が図られています。また、バリアフリー化に向けた取り組みは、高齢者や障害者だけでなく、子供や妊産婦など、多様な人々の利便性や快適性を高め、誰もが暮らしやすい社会を実現するための重要な取り組みとなります。

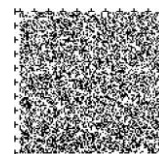
つくば市全域における一体的なバリアフリー化を実現させるためには、市民・行政・学校・研究機関・事業者・関係団体などの様々な関係者がしっかりとつながることが重要です。市としてのバリアフリー化の基本的な方針を定めることで、各関係者におけるバリアフリー化に向けた認識が共有され、しっかりとつながることへの第一歩となります。

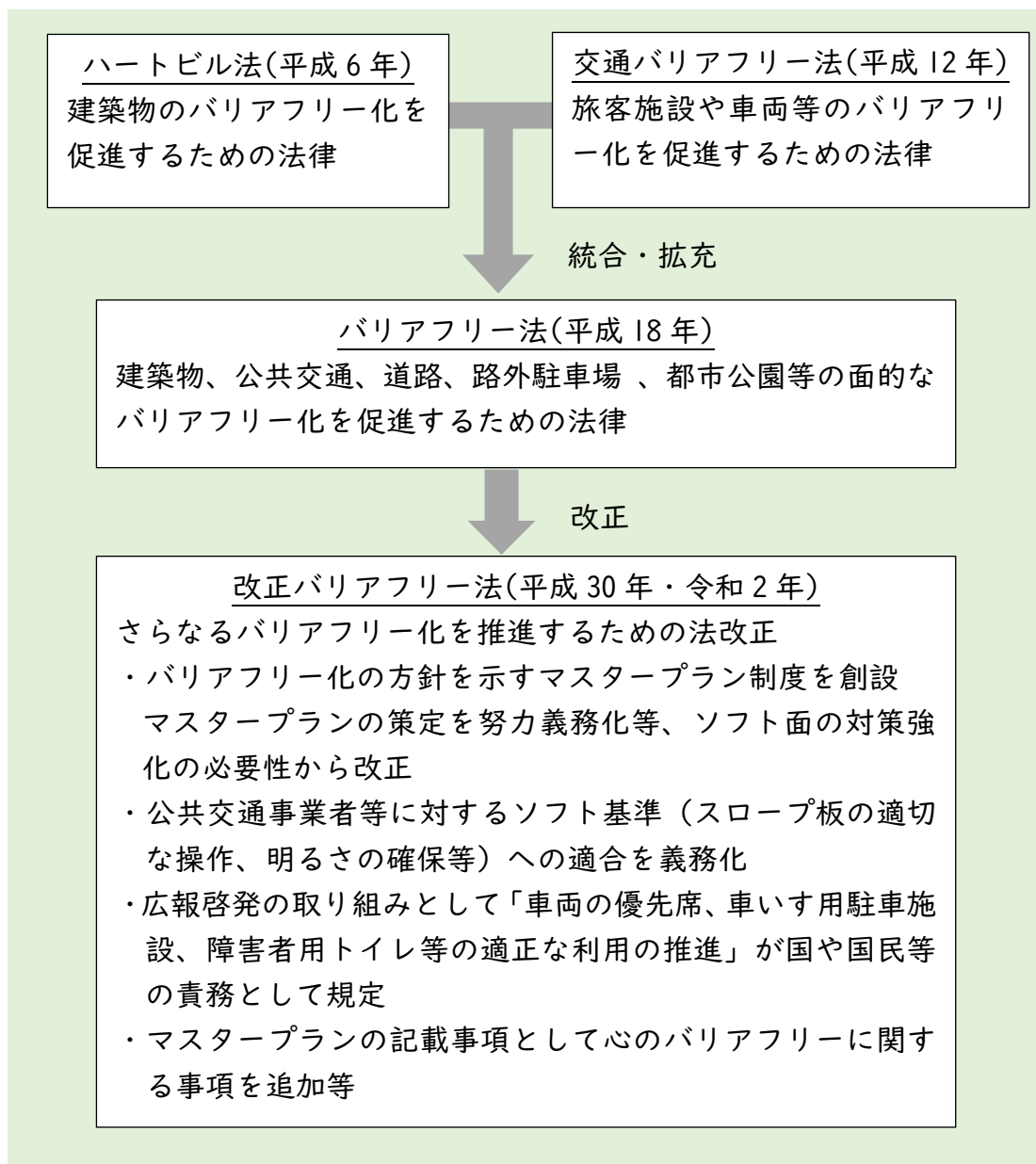
このような背景を踏まえ、つくば市におけるバリアフリー化に向けた取り組みを加速させ、誰もが安心して自分らしく生活できる持続可能なまちの実現を目的として、「つくば市バリアフリーマスタープラン（以下、マスタープランという。）」を策定します。

1-2 バリアフリー法におけるこれまでの経緯

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）」は、平成18年（2006年）にハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、新たに制定されました。その後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定が契機となり、平成30年（2018年）に改正バリアフリー法が施行され、各自治体におけるバリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設されました。さらに、ソフト面の対策強化や心のバリアフリーの取り組みの推進を図るため、令和2年（2020年）の法改正で、公共交通事業者等に対するソフト基準（スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）への適合義務が設けられています。また、国民に向けた広報啓発の取り組みとして、「車両の優先席、車いす用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」が国や国民等の責務として規定されたほか、市町村等による「心のバリアフリー」の推進に関する内容が盛り込まれました。

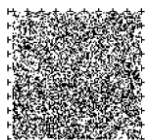
このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。





1-3 マスタープラン制度の概要

マスタープランとは、バリアフリー法に基づいた計画であり、旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障害者等が利用する施設が集積している地区を移動等円滑化促進地区として設定するとともに、市域全域におけるバリアフリー化の方針を示すものです。



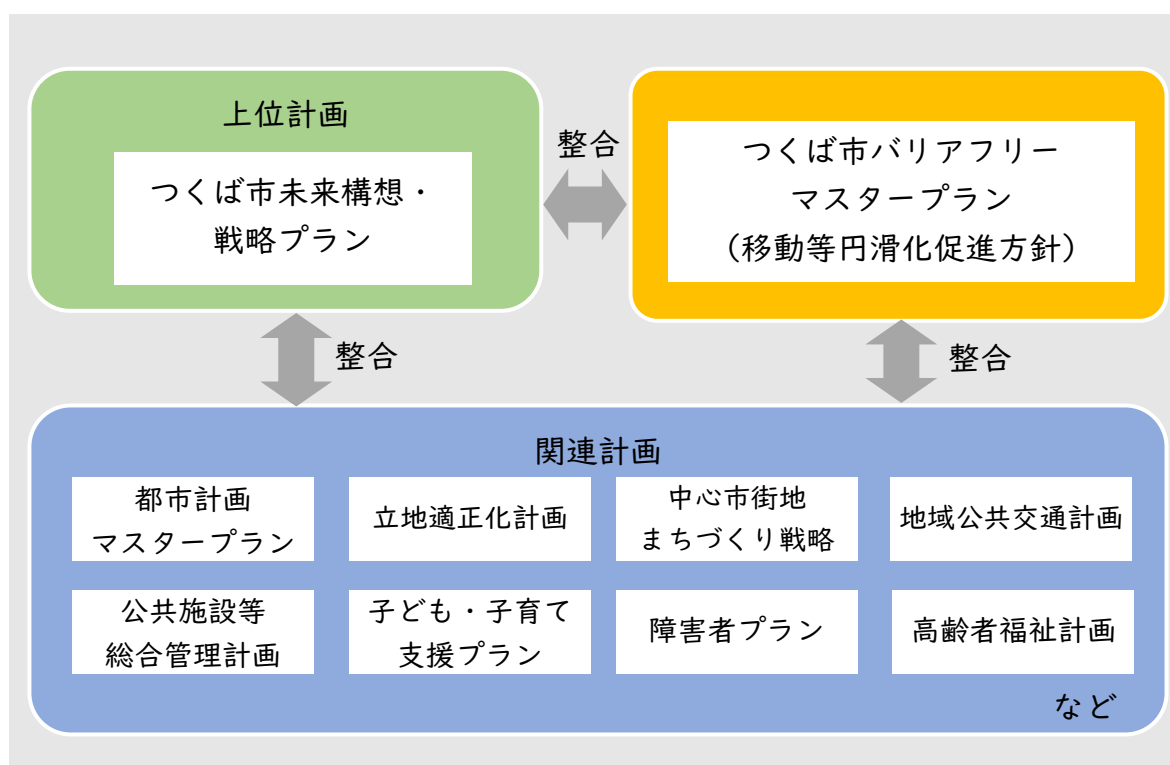
このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。

1-4 対象区域

全市的なバリアフリー化の促進に関する基本的な方針として、対象区域をつくば市全域とします。

1-5 計画の位置づけ

マスタープランは、市の上位計画ならびに関連する各種計画との整合を図りながら、総合的なバリアフリー化の推進を図ります。



このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。

